

檜枝岐村循環型社会形成推進地域計画

福島県 檜 枝 岐 村

平成28年11月30日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

檜枝岐村全域

面積：390.46km²（平成28年3月31日）

人口：588人（平成28年3月31日）

地域指定：・過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
・山村振興法に基づく山村地域
・豪雪地帯対策特別法に基づく豪雪地帯

(2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本村は、平成4年に制定した「檜枝岐村民憲章」を基本理念とし、活気あふれる「住民が主役」の村づくりを目指し、村民と行政それぞれが「結いの心」を忘れず協働して3Rを実践する。

ごみの発生そのものを抑制し、資源の循環、有効活用と6次産業化を推進するための取り組みを前提とした事業展開を推進する。

本村は、尾瀬国立公園を始め、檜枝岐歌舞伎・温泉・そばの郷として有名であり、伝統文化と豊かな自然環境に恵まれ観光産業が盛んである。夏場の繁忙期に増える観光産業に関連するごみ量を抑制するとともに、更なる資源回収を推進し循環型社会の形成を目指す。

容器包装リサイクル法を始めとする資源化推進のための法に準じた分別を徹底すると共に、生ごみの分別も徹底し、資源の有効活用と6次産業化を推進する。

平成27年7月に廃炉とした檜枝岐村クリーンセンター焼却施設をストックヤードに改修し、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの効率的・合理的な処理を推進するとともに、資源の再生、資源の流通を計画的に行う。

資源ごみは今後も増える見込みであることから、発生抑制を促すと同時に、細分別化、洗浄、分別の徹底により商品価値を高め循環型社会にふさわしいリサイクル・処理を進める。

本村河川は、南会津町、只見町、新潟県を經由して日本海に注いでおり、優良な水質を維持するため、既存公共下水道等の長寿命化、維持、改修、健全な運営を推進する。

また、終末処理場から発生する脱水汚泥（引抜汚泥）と村内で分別排出される生ごみを混ぜた堆肥生産を行っており、できた製品を本村そば畑に利用することにより、地産地消型の有機資源の循環を目指す。

(4) 広域化の検討状況

本村は、平成27年4月より一般廃棄物（可燃物）の処分を南会津地方環境衛生組合に委託している。今後も南会津地方環境衛生組合と連携し、協力体制づくりをさらに進めていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は246トンであり、再利用される「総資源化量」は62トン、リサイクル率（＝総資源化量／総排出量）は25.2%である。

中間処理による減量化量は157トンであり、排出量の概ね6割が減量化されている。

また、中間処理量のうち焼却量は182トンである。

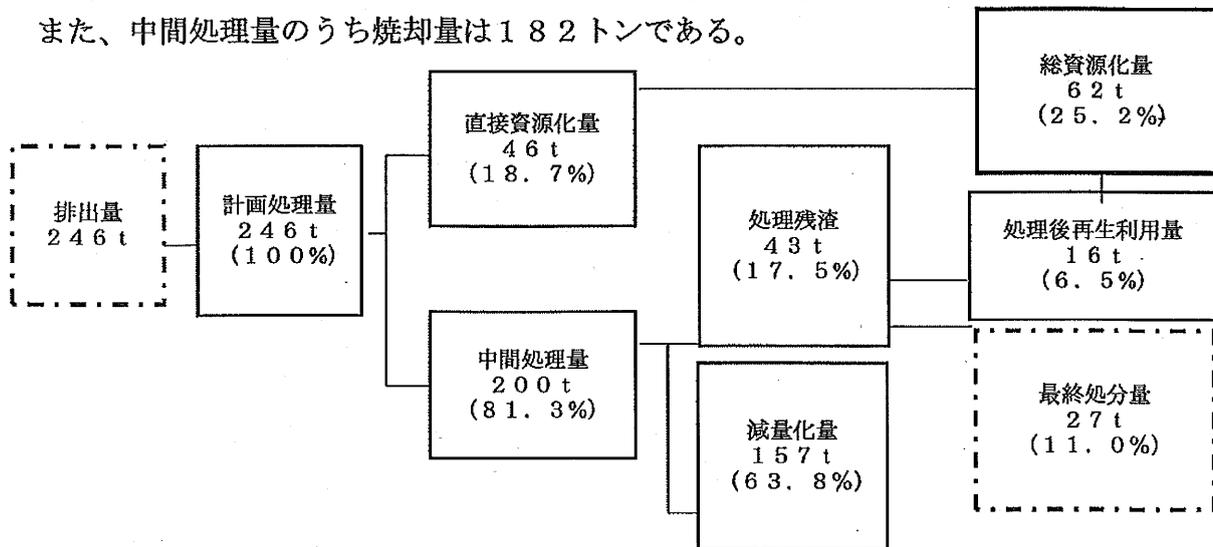


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成27年度の生活排水の処理状況及び汚泥等の排出量は次のとおりである。

当村は公共下水道が整備されているため、生活排水処理対象人口592人、水洗化人口592人、汚水衛生処理率は100%である。

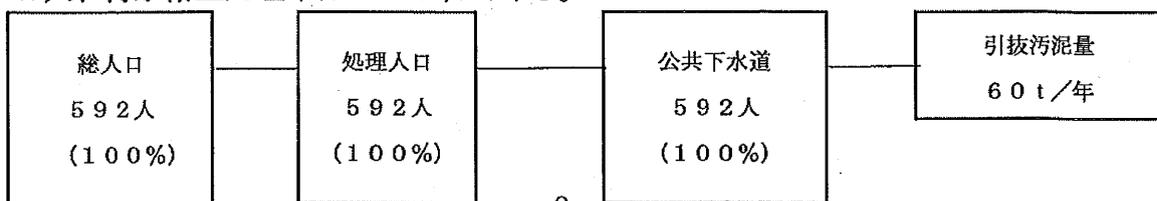


図2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中において、再利用化に重点を置き、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 再利用、減量化に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成27年度)		目標 (割合※1) (平成34年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	5 トン		5 トン (0%)	
	家庭系 総排出量	241 トン		230 トン (-4.6%)	
	合 計 事業系家庭系	246 トン		235 トン (-4.5%)	
再生利用量	直接資源化量	46 トン (18.7%)		39 トン (16.6%)	
	総資源化量	62 トン (25.2%)		56 トン (23.8%)	
熱回収量	熱回収量 (年間発電電力量)	—		—	
減量化量	中間処理による減量化量	157 トン (63.8%)		155 トン (66.0%)	
最終処分量	埋立最終処分量	27 トン (11.0%)		24 トン (10.2%)	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合
 <指標の定義>

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず出されたごみの量 [単位：トン]

※事業系ごみ＝尾瀬山小屋等 家庭系ごみ＝一般家庭、旅館民宿

再生利用量：直接資源化量 [単位：トン]

※資源化には、生ごみ堆肥化も含む

減量化量：中間処理量と処理後の残さの量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

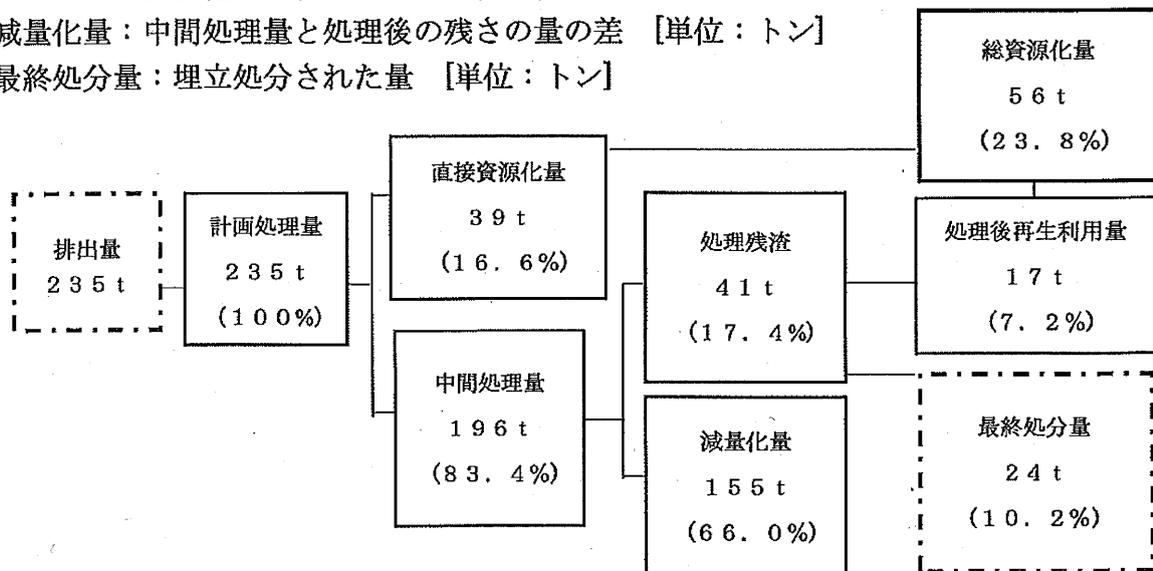


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、100%公共下水道が整備されており、今後施設の長寿命化を含め安定した生活排水処理を継続的に実施する。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

可燃ごみについて平成27年4月より南会津地方環境衛生組合に焼却委託しており、指定袋制により負担していただいておりますが、当村独自では徴収していません。ごみ処理経費の適正負担を求めるにあたっては、処理コストの縮減を十分図った上で、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するために経済的誘引策についても検討します。

イ 環境教育、普及啓発、助成

(ア) 環境教育

- ・村民に対して職員が各ごみステーションでステーション指導を実施し、分別区分の再確認、指導を行うとともに、各種外郭団体が主催する会合等で講座を開くなど意識啓発に努める。
- ・檜枝岐村教育委員会、各種外郭団体などと連携し、小・中学生を対象として施設見学、環境教育や体験学習を実施する。

(イ) 普及啓発

a 環境・リサイクル等の情報提供の充実

- ・ごみ処理に関する国・県・村の取り組みや現状などの情報を迅速かつ正確に広報誌、ホームページを介して提供する。

b コミュニケーションの充実

- ・各組会等に出向き、檜枝岐村の環境施策やごみ処理の現状等含め説明し、村民と意見交換の場を持ち、コミュニケーションの充実を図る。
- ・ごみの排出抑制、再生利用の意識及び効果、ごみの排出、分別について「ごみカレンダー」及び小冊子「ごみの分別百科」を全戸に配布し、村民への啓発について積極的に取り組む。

(ウ) 助成等

- ・下水道脱水汚泥処理と家庭ごみの廃棄物系バイオマスリサイクル促進の観点から村民に生ごみ処理容器を貸付しており2台目及び更新に対して補助金を交付している。また、容器に係る消耗品についても補助金を交付するなど、本制度を拡充継続し、更なる生ごみの分別・堆肥化を推進する。

ウ イベント時におけるリサイクル食器使用推進

- ・「真夏の雪まつり」等大規模イベントの開催にあたり、ごみの抑制を図るため、パッキングの工夫、また可能な限りリサイクル食器の使用を主催団体に依頼する。また、村民向けの催事に関してはマイ皿、マイ箸の使用を可能な限り村民に依頼し村民参加型の環境施策を実施する。

エ 事業所、役場排出ごみの抑制

- ・事業所や役場から排出されるミスフィード用紙について、ごみ抑制のため積極的に資源物として排出するなどし、資源の有効活用を推進する。

オ 生活排水対策

- ・環境保全を推進するために、広報誌やホームページを使って、生活排水処理、下水道施設等の重要性について啓発する。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法の現状と今後を、表 3 に示す。

今後の処理体制として、平成 29 年度以降、既存焼却施設をストックヤードに改修し、効率的な処理を行うことにより、資源化を推進する。

また、可燃ごみを南会津地方環境衛生組合に焼却委託することにより、檜枝岐村から南会津町までの搬出を行っている観点から、平成 29 年度老朽化している既存パッカー車を更新し円滑な搬出を推進する。

可燃ごみとして収集焼却している「衣類」等について、「衣類」として分別収集し、資源ごみとして引き渡しを実施する。可燃ごみを可能な限り資源化するための処理体制の構築を図る。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭系ごみの分別区分に準じ、収集・処分を行う。

- ・事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみ減量化を依頼するとともに、積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を活用するよう、村民と連携した資源化活動を推進するよう依頼する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

村では産業廃棄物の処理を行っていない。また、将来においても産業廃棄物の処理を行わない予定である。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、特定環境保全公共下水道が整備され、下水道処理率が 100% のため継続するとともに、処理水質の安定、公共下水道の長寿命化、改修を実施する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 教育、啓発の推進、させなる分別の推進により可燃ごみの減量化を図る。
- ◇ 助成事業を拡充・継続し更なる生ごみの分別、堆肥化を推進する。
- ◇ リサイクル食器使用を推進し、可燃ごみの減量化を図る。
- ◇ 既存ごみ焼却施設をストックヤードに改修し、資源化を推進する。
- ◇ 既存パッカー車を更新し円滑な搬出を推進する。
- ◇ 新しい分別区分を整備し、可燃ごみの減量化に努める。

表3 檜枝岐村の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (H27)				処理実績 (トン)
分別区分	処理方法	処理施設等		
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却→埋立	檜枝岐村クリーンセンター	(株)ウイズウエイスト ジャパン	195
生ごみ	汚泥投入・発酵 処理・堆肥化	檜枝岐村浄化センター	堆肥化し販売	1
不燃ごみ	選別→破砕 →埋立	(株)ウイズウエイスト ジャパン		5
粗大ごみ	選別→破砕	(株)中箇	選別、破砕、焼却、再 商品化業者引き渡し	5
紙類	リサイクル			19
缶類	リサイクル			3
ビン類	リサイクル			8
ペットボトル	リサイクル	檜枝岐村クリーンセンター	売却	2
プラスチック容器包装	リサイクル			2
廃食用油	売却			1
乾電池	委託			0.01



今後 (H34)				処理実績 (トン)
分別区分	処理方法	処理施設等		
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却→埋立	商會津地方環境衛生組合	(株)ウイズウエイスト ジャパン	175
生ごみ	汚泥投入・発酵 処理・堆肥化	檜枝岐村浄化センター	堆肥化し販売	5
不燃ごみ	選別→破砕 →埋立	(株)ウイズウエイスト ジャパン		4
紙類	リサイクル			25
缶類	リサイクル			3
ビン類	リサイクル			8
ペットボトル	リサイクル	檜枝岐村クリーンセン ター・リサイクルストック ヤード	売却	2
プラスチック容器包装	リサイクル			5
廃食用油	売却			2
乾電池	委託			0.01
布類	リサイクル			1

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

前途(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ストックヤード	檜枝岐村クリーンセンター整備事業(ストックヤード)	300㎡	檜枝岐村字帝釈山 1829-4	H29～ H30

※現有処理施設の概要を添付(添付資料)

(整備理由)

事業番号1: 既存施設の老朽化、資源の有効利用促進

事業番号2: 資源の有効利用の促進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	檜枝岐村クリーンセンター整備事業(ストックヤード施設)に係る計画支援	発注支援業務 設計委託	H29

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

分別収集し再利用する資源について、資源化の仕組みについて広報・啓発を行う。

広報・啓発については、就学児童・生徒にも積極的に行い、次世代に対しても意味と重要性を理解してもらう機会を創出する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電のリサイクルについては特定家庭用機器再商品化法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、業者等と協力して普及啓発を行う。

また、小型家電リサイクルについては、現在不燃ごみ・粗大ごみと一緒にの収集を実施しているが、単独収集を検討する。

ウ 不法投棄対策

不法投棄に関しては、村民や村外者に対して広報誌や不法投棄禁止看板の設置等により啓発・注意喚起を行うとともに、不法投棄監視員及び漁協関係者による不定期な巡回パトロールを行い不法投棄の防止を図る。

エ 災害時の廃棄物に関する事項

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を図るため、檜枝岐村地域防災計画並びに檜枝岐村災害廃棄物処理計画に基づいて対応を図る。

また、福島県及び近隣市町村、民間事業者等との連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制の確保に努めるとともに、今後近隣町村及び民身会津地方環境衛生組合と「ごみ処理緊急相互支援協定」等の検討を進め、広域的な処理・対応を図る。

【1次仮置場】

- 尾瀬檜枝岐温泉スキー場駐車場
- 檜枝岐村クリーンセンター敷地内

【2次仮置場】

- 檜枝岐村七入駐車場

【仮置後の処理・処分】

- 一般廃棄物、災害廃棄物については、南会津地方環境衛生組合に処理委託可能なものは処理委託し、処理委託不可能なものは村外の処理施設に委託する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本村は、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、福島県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しと修正を行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況を把握し、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を都度見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 29 年度)

1 地域の概要		(1) 地域名	檜枝岐村	(2) 地域内人口	588人	(3) 地域面積	390.46ha
		(4) 構成市町村等名	なし	(5) 地域の要件	人口 面積 神農 離島 奄美 奄美 (山村) 半島 (過疎) その他		
		(6) 構成市町村に一部事務組合等が、含まれる場合、当該組合の状況	なし				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目 標
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
総 排 出 量	事業系 総排出量 (トン)	5	5	5	5	5	5 (対H27 0%)
	家庭系 総排出量 (トン)	271	283	281	270	241	230 (対H27-4.6%)
再 生 利 用 量	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	276	288	286	275	246	235 (対H27-4.5%)
	直接資源化量 (トン)	33 (12.0%)	36 (12.5%)	38 (13.3%)	41 (14.9%)	46 (18.7%)	39 (16.6%)
熱回収量	総資源化量 (トン)	61 (22.1%)	56 (19.4%)	59 (20.6%)	63 (22.9%)	64 (26.0%)	56 (23.8%)
	熱回収量 (年間の発電電力量 Mwh)	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	178 (64.5%)	193 (67.0%)	198 (69.2%)	188 (68.4%)	157 (63.8%)	155 (66.0%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	37 (13.4%)	34 (11.8%)	34 (11.9%)	33 (12.0%)	29 (11.8%)	24 (10.2%)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現 有 施 設 の 内 容			更新、廃止、新設の内容			備 考			
		形式及び処理方法	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月日	更新、廃止予定年月日	更新、廃止新設理由		形式及び処理方法	施設竣工予定年月日	処理能力 (単位)
檜枝岐村クリーンセンター	檜枝岐村	ストー方式	有	8 t / 日	H16.4	廃止 H27.7	老朽化 資源の有効利用	—	—	—	—
檜枝岐村ストックヤード	檜枝岐村	保管・圧縮梱包	無	246 m ²	H13.4	—	—	—	—	—	—
檜枝岐村浄化センター	檜枝岐村	超高温発酵処理	無	372 kg / 日	H26.4	—	—	—	—	—	堆肥化
ストックヤード	檜枝岐村	—	—	—	—	—	資源の有効利用	—	H31.3	300 m ²	新設

添 付 資 料 目 次

様式1 (循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1)

様式2 (循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2)

様式3 (地域の循環型社会形成推進のための施策一覧)

参考様式1 (リサイクル施設系・再生利用施設)

参考様式6 (計画支援概要)

図一1 (施設配置図) 図一2 (人口推移) 図一3 (ごみの推移)

4 生活排水処理の現状と目標

年度 指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成34年度	
総人口		607	600	589	599	592	575	
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	607 100%	600 100%	-589 100%	599 100%	592 100%	575 100%	
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率							
合併処理槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率							
未処理人口	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率							

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 29 年度)

事業名称	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費 (千円)			交付金対象事業費 (千円)			備 考	
			開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
○再生利用に関する事業						118,000	108,000	0	118,000	108,000	0	
ストックヤード 整備	1	檜枝岐村 300 m ²	29	30		118,000	108,000	0	118,000	108,000	0	
○施設整備に関する計画 支援						10,800	10,800	0	10,800	10,800	0	
ダイオキシン類 等調査、焼却施設 解体基本計画作 成、再利用施設・ ストックヤード 改修設計、解体発 注仕舞製作成等	31	檜枝岐村 1 式	29	29		10,800	10,800	0	10,800	10,800	0	
合 計						128,800	128,800	0	128,800	128,800	0	

【参考資料様式1】

施設概要 (リサイクル施設系)

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	檜枝岐村
(2) 施設名称	檜枝岐村クリーンセンター (ストックヤード)
(3) 工期	平成29年度～平成30年度
(4) 施設規模	処理能力 300㎡ (1・2階)
(5) 処理方法	保管
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化、資源の有効利用促進
(7) 焼却施設解体工事の 有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその 利用量	/
------------------------	---

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	/
---------------	---

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtockヤード対象物	缶類、ペットボトル、不燃物、古紙
------------------	------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<p>①分別収集回収拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 <p>②小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 <p>③簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 <p>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数 (積載量) ・運行計画
-----------------------	--

(12) 事業計画額 (千円)	118,000千円
-----------------	-----------

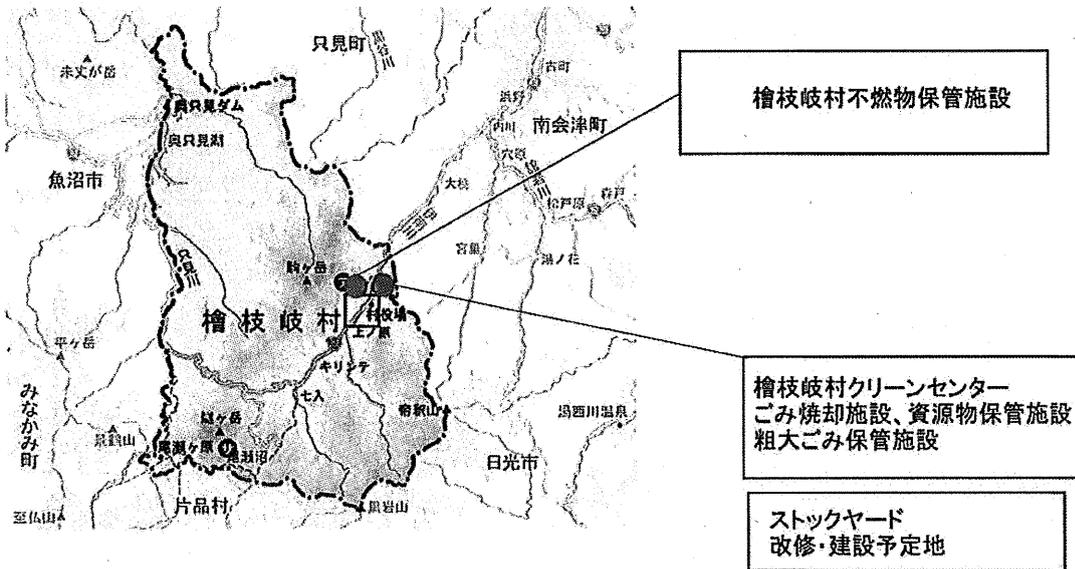
【参考資料様式6】

計 画 支 援 概 要

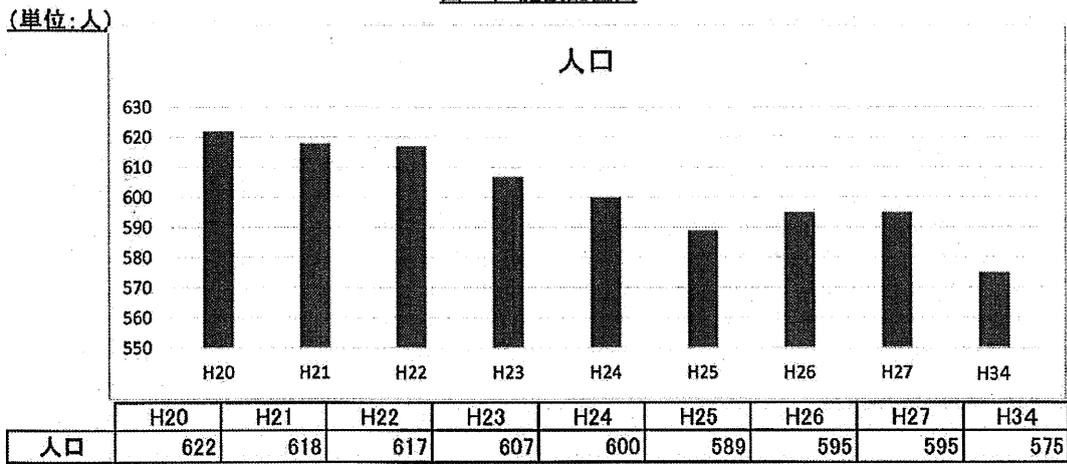
都道府県名 福島県

(1) 事業主体	檜枝岐村
(2) 事業目的	ストックヤード・再生利用施設等整備のため
(3) 事業名称	ダイオキシン類等調査 解体基本計画作成 解体発注支援書作成 ストックヤード・再生利用施設改修設計等
(4) 事業期間	平成29年度
(5) 事業概要	既存施設のダイオキシン類等調査を実施し、焼却施設解体基本計画書の作成を行う。同時に再生利用施設及びストックヤード改修に係る設計書作成、解体発注仕様書作成支援を行う。

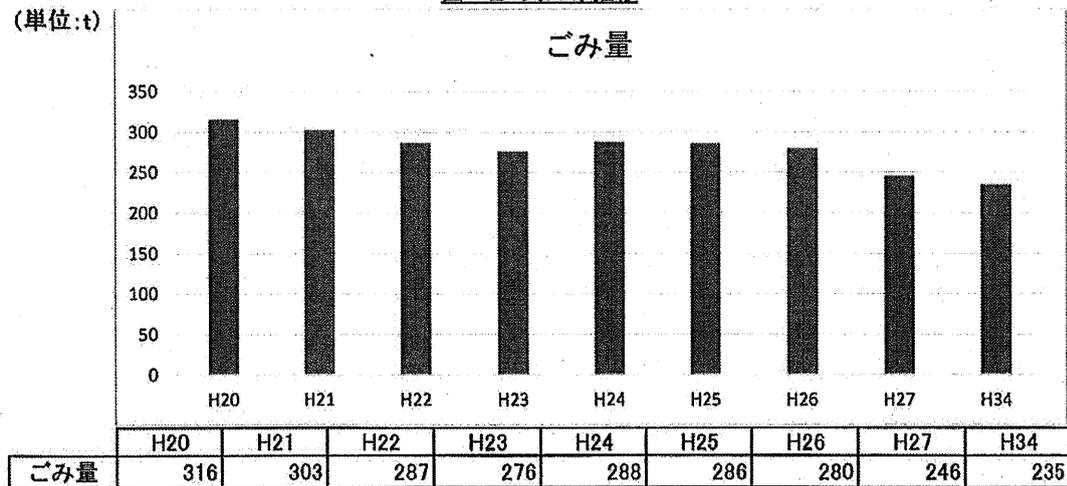
(6) 事業計画額	10,800千円
-----------	----------



図一 施設配置図



図二 人口の推移



図三 ごみの推移